

令和3年(ワ)第2047号 基本給等請求事件  
原告 藤田淳  
被告 札幌交通株式会社

2022(令和4)年 3月25日

札幌地方裁判所 民事第3部2係 御中

原告訴訟代理人  
弁護士 皆川 洋 美

### 第3準備書面

#### 第1 パソコンログの証拠価値に関して

##### 1 原告が使用しているパソコンの状況について

業務課の執務室内には、7名の人員がおり、デスクは8台用意されており、配置は別紙の通りである。

人員が座ることになっている別紙①乃至⑥及び⑧のデスクには、それぞれ1台ずつパソコンが置かれている。どのデスクにどの人員が座るかは決まっていて、固定席となっている。どの席にどの人員が座ることになっているのかは、別紙記載の通りである。

そのことは、デスク周囲には私物のペン、カレンダー、フィギュア、や、当該人員が対応しなければならない書類を他者が置くためのスペース(人によってトレイであったり、スタンドであったり様々である)があることや、パソコンにリマインド事項に関するものと思われる付箋が貼られている様子からも分かる。

普段、人が座っていないデスク(別紙⑦)には人が座ることは想定されておらず、1階にデスクがある労務課の輪島が捺印のために1日10分程度利用する程度で、ほぼ使われていない。

また、別紙①乃至⑥及び⑧のデスクに置かれているパソコンはいわゆるデスクトップパソコンであり、容易に持ち運びができるものではない。

以上から、物理的にパソコンを共有しなければならない状況にないこと、むしろ各人にパソコンが与えられているため、他の職員のパソコンを利用する必要がないことが分かる。

##### 2 業務課のデータ利用方法について

原告の使用しているパソコンは、基本的にデスクトップのみに保存しているデータはなく、社内サーバーを利用している。

ほかの職員も同様であり、社内のパソコンからサーバーにアクセスが可能である。

各個人の業務で利用しているデータは、「本部業務部」と名前のついたフォルダに格納されており、サーバーの中のデータを各社員が利用しており、特定個人のみが利用できるようなアクセス先はない。

西岡、白石等、各自で保存しているフォルダがあるが、パスワードなどもかかっていないので、業務課で必要があれば職員の誰もが見ることができる(甲16号証④等)。

実際に、原告(藤田)だけでなく、原告が前川のフォルダを開くことが出来ていることが甲16号証写真④-3からも分かる。

あるいは、「事故管理システム」と呼ばれるシステムも、サーバーで共有されているため、それぞれ自分が与えられたパソコンで利用することができる。

すなわち、原告のパソコン独自のソフトやデータ等はなく、を他の社員が利用する必要はない。

### 3 小括

以上からすると、業務課における原告利用のパソコンは、専ら原告が利用していたものであると評価でき、すなわち、甲8、甲9で提出したパソコンのログについては、原告のパソコン利用状況を反映しているものというべきである。

#### 第2 被告において原告利用のパソコンログの提出をするべきこと

被告は、本件訴訟提起後の021(令和3)年11月22日(月曜日)の朝、突然、パソコンの検査をすと言って、同日までの原告利用のパソコンのログを全て削除した。

原告において期日指定がなされたのが2021(令和3)年11月11日であるところからすれば、被告に訴状やログを含む甲号証が送達された直後にログの削除をした、ということである。

被告において別途ログのデータ保存をしているのかどうかについては知らないが、被告がかかる対応をしていること自体、パソコンのログが原告の稼働時間を反映しているとの認識のもと、これを隠匿しようとしたものといえる。

被告が、甲8号証・甲9号証について、原告利用のパソコンのログであるかどうかを争うのであれば、被告の側で正確な原告利用パソコンのログを提出するべきである。

以上